

平成 28 年 4 月 28 日

海事局海技・振興課

「見張りの実施義務」「発航前の検査義務」が処分対象になります！**～小型船舶の安全対策を推進～**

今般、国土交通省は、船舶事故隻数の約 7 割が小型船舶であり、そのうち小型船舶操縦者の遵守事項である「発航前の検査」及び「見張りの実施」で防げる事故が約 3 分の 1 を占めるといふ事情に鑑み、遵守事項に対する意識の高揚を図るため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正を行いました。（施行日は、平成 28 年 7 月 1 日。）

【改正概要】

- ① 従前から小型船舶操縦者が遵守すべきものとして法定義務化されていた「発航前の検査義務」及び「見張りの実施義務」について、今般、当該遵守事項の違反者に対し、新たに違反点数を付します。

(改正前)

違反内容	違反点数
酒酔い等操縦	3 点
危険操縦	
自己操縦義務違反	
救命胴衣の着用義務違反	2 点

(改正後)

違反内容	違反点数
酒酔い等操縦	3 点
危険操縦	
自己操縦義務違反	
見張りの実施義務違反	2 点
救命胴衣の着用義務違反	
発航前の検査義務違反	

⇒

- ② イ. 従来、違反点数が 5 点に達した場合に発出していた再教育講習受講通知について、平成 28 年 7 月 1 日以降は、違反点数を付された全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習受講通知を発出します。

ロ. 再教育講習を受講した者については、累積点数から 2 点を減じます。

(累積点数が 5 点に達した場合を除く。)

※制度概要については、別添「ハロー！フレッシュボートライフ」参照。

※本改正に係るパブリックコメント結果については、以下参照。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155161008&Mode=2>

【問い合わせ先】

国土交通省海事局海技・振興課 岩下、森

TEL: 03-5253-8111 (内線 45-357, 45-316) 03-5253-8655 (直通)

FAX: 03-5253-1646